

平成26年(厚)第842号

平成27年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「法」という。)に基づく退職共済年金に係る加給年金額の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、旧〇〇共済組合の組合員期間を20年以上有しており、平成〇年〇月〇日付で組合員資格を喪失した後、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、生計を同じくする者はいないとして、繰上支給の退職共済年金(以下、単に「退職共済年金」という。)の裁定を請求した。厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、加給年金額の加算のない退職共済年金の裁定を行い、請求人は、当該退職共済年金の支給を受けていた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、A(昭和〇年〇月〇日生。以下「A」という。)を加給年金額加算対象者として、退職共済年金の受給権を取得した当時から加給年金額の加算を開始する事由が生じていたとして、加給年金額加算開始事由該当届(以下「本件加給年金額該当届」という。)を提出した。

3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「退職共済年金の受給権発生当時(平成〇年〇月)、加給年金額加算対象者として請求のあったA様とは戸籍上婚姻関係になく、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる内縁関係が存在していたとは認められないため。」として、Aを加給年金額加算対象者には

該当しないと決定する処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 法第78条第1項は、退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる組合員期間が20年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算した額とする旨を規定している。また、法第2条第1項第2号イには、組合員の配偶者には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(以下「事実婚姻関係」という。)にある者を含むと規定されている。

2 本件の場合、請求人は、請求人の退職共済年金について、Aが加給年金額加算対象者に該当しないと決定した原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人の退職共済年金の受給権が発生した平成〇年〇月〇日当時、請求人とAが事実婚姻関係にあったと認めることができるかどうかということである。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によると次の各事実が認められる。

(1)～(6) (略)

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 退職共済年金の加給年金額の対象となる配偶者に係る生計維持関係の認定に当たっては、「国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和34年10月1日付蔵計第2927号)に、「退職共済年金の加給年金額加算対象者に係る生計を維持することの認定に関しては、厚生年金保険における生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いの例によるものとする。」とされている。そして、厚生年金保険における生計維

持関係等の認定については、「事実婚関係の認定について」（昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁保険部長通知）及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取り扱いについて」（昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第1課長・業務第2課長連名通知）が定められており（以下、これらを併せて「認定基準」という。）、認定基準は、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者である場合は、① 住民票上同一世帯に属しているとき、② 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき、③ 住所が住民票上異なっているが、④ 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、⑤ 単身赴任、就学、又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、定期的に音信、訪問が行われていることが認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるときに、生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとするとしている。次に、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2要件を備えること、すなわち、① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することの2要件を備えることが必要とされている。なお、厚生労働省は、平成23年3月23日に、認定基準と同じ内容を定めた「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日第

0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）を新たに発出して認定基準を廃止したが、本件通知は「この取扱いは平成23年4月1日から適用するものとする。」と定めており、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定を行うに当たっては、生計維持関係等の認定を行う時点（以下「認定日」という。）を確認した上で、認定日において生計維持関係等の認定を行うものとするとし、老齢厚生年金にかかる加給年金額については、加給年金額の加算開始事由に該当した日をもって認定日とする旨定めている（「2 生計維持関係等の認定日」の「(1) 認定日の確認」）から、認定日が請求人の退職共済年金の受給権発生日である平成〇年〇月〇日となる本件においては、本件通知による廃止前の認定基準に依拠して判断すべきものである。

(2) 上記第2の認定事実によると、請求人は、平成〇年〇月〇日を受給権発生日として51歳から繰上支給の退職共済年金を受給しているのであるから、同日が認定日となること、同日において、請求人とAが法律上の婚姻関係にないことは、上記認定のとおりであるから、本件においては、認定基準に照らして、Aが認定日において、請求人と事実婚関係にあった者といえるかどうかについて検討することになる。そして、認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2要件を備えること、すなわち、① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することの2要件を備

えることが必要とされていることは上記のとおりである。

これを本件についてみるに、請求人とAは、〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇-〇号の住居で同居していたが、平成〇年〇月〇日に離婚の届出をし、その翌日、Aが〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇番地〇号に転居して同所において住民登録をしたこと、その後、請求人とAは平成〇年〇月〇日に婚姻したが、婚姻後も住民票上の住所を同じくすることもなく、同居することもなく経過し、請求人がAの住所地に転居して同一世帯となったのは、平成〇年〇月〇日であることが認められる。

請求人は、平成〇年〇月〇日付の、事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書において、別居していることの原因として、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間について。住まいが手狭な事と、私、妻、娘の生活パターンが異なり、私自身（〇〇ドライバー）十分な睡眠も取りにくく、そのまま会社の寮で生活していました。その後、娘も嫁ぎ、私の転職を機に同居する事になりました。」と、経済的援助については、「経済的援助の有無：あり。経済的援助の回数：月10～15回程度。経済的援助の内容：妻もパートに出ていましたが、生活が厳しく、私の共済年金を足しにと、通帳、カードを渡しました。又、収入が多い時には別に月2～3万円渡しました。」と、定期的な音信・訪問については、「音信の手段：電話連絡。訪問回数：週3回程度。音信・訪問の内容：仕事の非番日には、食事、その他、雑用など協力して過ごしました。」と述べているが、経済的援助及び定期的な音信・訪問について述べるところは、客観的な裏付けを欠くものであって、これをそのとおりに採用し難く、特に、経済的援助の点について見ると、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）及び被保険者記録照会（納

付Ⅱ）によれば、請求人は、離婚時において厚生年金保険の被保険者（標準報酬月額220千円）であったが、離婚の1年後の平成〇年〇月〇日にその資格を喪失し、同月分から同年〇月分までの国民年金保険料（以下「保険料」という。）は未納であり、認定日を挟んだ同年〇月分から平成〇年〇月分までの保険料は全額申請免除を受けていたことが認められるのであり、このような状況下において、離婚してすぐに破産手続をしたという請求人に、Aに対する上記申立てのような経済的援助を行う経済的余裕があったものとは、容易に認めることはできない。また、請求人は、「夫婦で協力しあって同じ町内ですからしょっちゅう交流がありました。」と主張し、住宅が手狭なことと、A及び娘との生活パターンが異なることから、〇〇ドライバーである請求人が十分な睡眠がとりにくく、そのまま会社の寮で生活していた旨申し立てている。しかしながら、請求人が平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後は保険料は未納で、認定日当時は保険料全額免除を受けていたことが認められる本件において、本件記録からは、認定日当時、請求人が〇〇ドライバーとして稼働していた事実を窺うことはできないし、そのまま会社の寮で生活していたとの申立てについては、認定日の約3か月前には転居して住民票を移動している事実と符合しないから、上記申立てをそのとおりに採用することはできない。以上のとおりであり、認定日において、請求人とAとの間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、この合意に基づいて、夫婦の共同生活と認められる事実関係にあったとまでは認めることができないから、Aを請求人と事実婚関係にあるものと認めることはできない。

したがって、Aは、請求人が退職共

済年金の受給権を取得した当時、請求人によって生計を維持していた配偶者（事実婚関係にある者を含む。）であると認めることはできない。

- 3 以上の認定及び判断の結果によると、原処分は適法かつ妥当であり、請求人の再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。